



【第 77 回】2014 年 9 月 2 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

低所得対策の効果は軽減税率よりも 給付付き税額控除の方が圧倒的に大きい

消費税の軽減税率の問題については、与党協議会でのヒアリングがほぼ終わり、年末の最終決着に向けた駆け引きが始まる。しかし、消費税率引き上げに伴う低所得者対策の議論は、軽減税率の代替案である「給付付き税額控除」について何ら議論していないという点で、大変不十分な議論だ。そこで筆者は、給付付き税額控除の試案を作ってみたが、軽減税率とは全く異なる政策効果があることが分かる。

給付付き税額控除は民主党政権が主張したものだが、政治の恩讐を超えて、国民の立場から議論する必要がある。

■ 軽減税率か給付付き税額控除か

与党税制協議会において、軽減税率を飲食料品に導入した場合の減収額 8 ケースの案などが示され業界ヒアリングが行われている。ヒアリングではおおむね反対の意見が多いようだが、年末に向けて政党間でのさまざまな駆け引きが行われるものと考えられる。

消費税率を 4 月から 8% に引き上げ、さらに来年 10 月から 10% に引き上げ、
することを内容とした消費税増税法第 7 条は、以下のように規定している。

「低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼働及び定着を前提に……給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把

握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。……複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。……施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として……簡素な給付措置を実施する。」

つまり、低所得者対策として、「給付付き税額控除」か「複数税率」の導入を検討すること、その実現までの暫定的・臨時的な措置として「簡素な給付措置」を実施することとしているのである。

ところが与党税制協議会での議論は、複数税率が意味する軽減税率についてのみ行われており、給付付き税額控除に関する議論は全く行われていない。それどころか、政府部内でも、具体的な検討すら始まっていない状況だ。ちなみに「給付付き税額控除」とは、一定の目的の下に、所得に応じて税額控除や給付をする制度のことである。

この理由はよく分からないが、給付付き税額控除は民主党政権が主張したもので、政権交代が行われたのだから議論するまでもない、という感覚だろう。そうであれば、消費税法の規定はどのような意味を持つのだろうか。

「消費税還付制度」という名称にすれば抵抗もなくなるのではないか。

給付付き税額控除は仕組みが複雑だ、という論者もいる。しかしカナダの導入している消費税逆進性(所得低い者ほど税負担が重くなること)対策の給付付き税額控除は、一定所得以下の者に、家族の人数に応じて、基礎的支出に対する消費税額相当分を定額として給付するもので、決して複雑ではない。中身は、「消費税還付制度」である。

■ 試案を作ってみると……

そこで、一定の仮定を置いて日立コンサルティングの助力を得ながら試案を作成してみた。

まず、現在行われている「簡素な給付措置」の概要を見てみよう。給付対象者は、住民税(均等割)^(*)が課税されていない者である。課税されている者の扶養親族や生活保護受給者は対象外である。

この結果、年金受給者が1200万人、それ以外の該当者が1200万人、合計で2400万人が受給対象となる。

給付額は、一人1万円、ただし、年金受給者は1万5000円である。この結果、給付費総額は、 $(1200 \text{ 万人} \times 1 \text{ 万円}) + (1200 \text{ 万人} \times 1 \text{ 万} 5000 \text{ 円}) = 3000 \text{ 億円}$ となる。

これを参考にしながら、「給付付き税額控除」を設計してみたい。その際参考にしたのはカナダ型の給付付き税額控除である。上述のように、一定の所得以下の家庭に、家族の人数に応じて、定額で給付する。一定の所得を超えると給付額は逡減し、最終的には消失する、という制度設計である。

まず給付総額であるが、消費税率を5%から8%へ3%引き上げた際の財源が3000億円ということから考えて、10%への引き上げには財源を5000億円とした。つまり給付付き税額控除に回す財源は、合計5%の税率引き上げに対して1%当たり1000億円という計算である。

次に給付対象者である。「簡素な給付措置」は、年金受給者以外の住民税非課税者1200万人、年金受給者等1200万人を対象としたが、「給付付き税額控除」では、年金受給者は除くこととした。彼らには別途消費税率引き上げに伴う物価スライドがあるという対応策が見込まれるというのが理由である。

逆に、カナダのように、ワーキングプア的生活支援という意味合いも念頭に置くので、住民税を払っているが年収の少ない者は含めることとした。

世帯の人員については、子ども(被扶養者)も含め全員をその対象にし、大人と同額を一律支給することとした。これは子育て支援の意味合いももたせるためである。

(*)住民税(均等割)とは、所得にかかわらず一定額を納める税のこと。

このような前提を置くと、以下のような制度が出来上がる。

世帯年収 300 万円未満の世帯について、家族一人当たり一律 3 万円を給付する。300 万円から 400 万円までの世帯については、その半分ということで一人当たり一律 1.5 万円を給付する。年収 400 万円以上の世帯については給付はない。

これに伴う所要財源はおよそ 5000 億円弱である。

■ 両制度の効果の比較

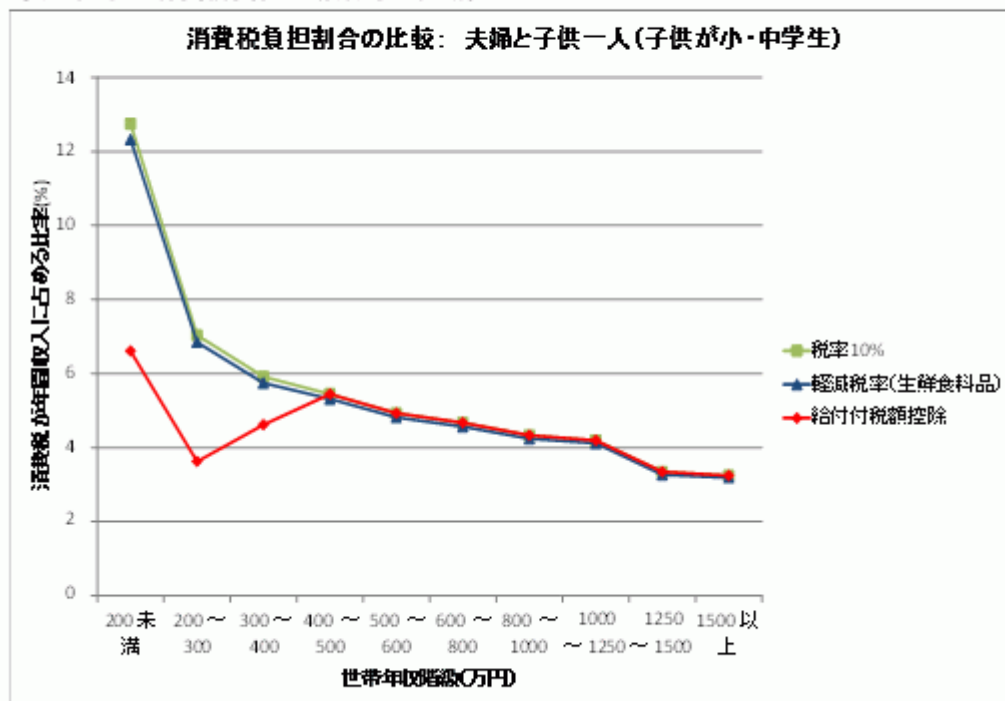
以上の案と軽減税率について、家計にどのような効果をもたらすのか、実際の統計に基づいて、世帯収入ごとにその効果を比較してみた。その際、軽減税率の減収額についても、給付付き税額控除と同じ 5000 億円とすることが比較上必要となる。

生鮮食料品を対象にすると 1%当たりの減収額が 1800 億円と試算されているので、これをもとに財源を合わせると、軽減税率は 7% (10% - 3%) となる (5000 ÷ 1800 ≒ 3)

試算結果を比較したのが下図である。

低所得者の負担軽減効果比較： 夫婦と子供一人世帯

- 軽減税率は全世帯の負担がわずかに軽減されるのみであるのに対し、給付付き税額控除は世帯年収の低い世帯の消費税負担を効果的に軽減。



注：生鮮食料品支出が食料品全体に占める割合(年収400万円未満で32%、年収400万円以上で3%)を仮定
出所：全国消費実態調査を基に作成

[拡大画像表示](#)

これを見てわかることは、生鮮食料品を7%とする軽減税率を導入したのでは、その効果が金持ちも含めた全世帯に及ぶこともあり、低所得者への軽減効果は極めて少ないことである。また、目的である逆進性は何ら解消されていない。図で分かるように低所得者の税負担率はほとんど軽減されないからだ。

このことは、たとえば世帯収入が1000万円程度の世帯での生鮮食料品支出は年間28万円程度(食料品全体の支出は94万円)と考えられるが、それに対応する軽減税率による減税分は8500円程度(28万円×3%)となることから理解できよう。

一方、給付付き税額控除の方は、消費税負担が大きく軽減されている。200万円から400万円の世帯収入では、負担が累進になっており、逆進性の解消も行われている。

このように、軽減税率は極めて効率の悪い制度で、金額ベースでは、消費額の多い金持ちにより多くの利益をもたらす。また、軽減対象品目の管理のために事業者や納税者に多大のコストをもたらす。

一方、給付付き税額控除は、低所得者対策の効果が見事に表れる。事業者や納税者のコストもかからない。

問題は、給付付き税額控除を正確に執行するには、世帯の所得を正確に捕捉する必要があるので、マイナンバーの活用が不可欠である、ということである。消費税率の引き上げが2015年10月、マイナンバーが導入されるのが2016年1月なので、法定調書の収集スケジュールを考慮すると、2017年度からの開始とならざるをえない。それまでの間は、「簡素な給付措置」で対応する必要がある。

また、今回「簡素な給付措置」の導入で、自治体には給付業務を執行する仕組みが構築された。それを活用すれば、効果的に低所得者対策を行うことができるのである。

いったんこのような制度が導入されれば、将来的に、児童手当など他の制度と整合性を取りながら、子育て支援やワーキングプア対策にも活用できる。わが国の所得再分配がうまく行われていないという問題もこれにより大きく改善される。ぜひ検討をすべきだ。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0" width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe>